

東京女子医科大学病院では 特定行為を実施しています

当院では、**診療看護師**と**特定行為研修修了者**が『特定行為』を行っています

「特定行為」とは

あらかじめ医師が定めた手順書により、
看護師が実施する診療の補助行為です

当院では、看護師が特定行為を実践することで、患者さんに対し、より適切な医療をタイムリーに提供できる体制を目指しています

医師・看護師・他のメディカルスタッフと連携し、
安全な医療体制を強化します

専門的な学びを力に
安全に配慮した医療を
お届けします

※厚生労働省による特定行為38行為の例：

- ・人工呼吸器の設定変更
 - ・点滴投与量の調整
 - ・動脈穿刺による採血
 - ・術後の管を取り除きます(ドレーン抜去)
- 詳細はお問い合わせください

【患者相談窓口】

窓口受付時間：平日 9:00～16:00

土曜 9:00～12:00 (第3土曜日を除く)

場所：総合外来センター1階の南エントランス正面「総合案内」

電話でのお問い合わせ：代表電話：03-3353-8111

相談担当者：藤咲 珠代

相談責任者：白石 和子

医療対話推進室 室長：鈴木 敦

東京女子医科大学病院では 特定行為を実施しています

診療看護師 NP (Nurse Practitioner)

大学院で医学的知識や臨床推論を学び、
全ての特定行為を履修し、資格試験に合格した看護師です



診療科に所属して、医師と協働し活動しています
特定行為やそれに準じた高度な医療行為を
医師のもとで行っています

・・・例えば・・・

- ◇様態の変化にいち早く対応し、診断や治療に必要な診察や検査の提案を行います
- ◇医師の管理下で検査や処方 of 代行を行います

特定行為研修修了看護師

厚生労働省が定めた研修を修了した看護師です

看護チームに所属し、
通常の看護業務・ケアを行いながら
医師の指示の受けて、
研修を修了した特定行為を提供します

患者さん一人ひとりに寄り添い
診療を補助します



皆様のご理解とご協力をお願いいたします